



平成 20 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 東 芝 テ ッ ク 株 式 会 社

代表者名 取締役社長 前 田 義 廣

(コード番号 6588 東証第1部)

問合せ先 総務部広報・広告担当部長

藤 井 正 勝

(TEL 03-6422-7007)

役員報酬制度改定(退職慰労金制度廃止及び株式報酬型新株予約権制度導入等) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月下旬開催の第 83 期定時株主総会終結の時をもって、下記のとおり役員報酬制度を改定し、退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型新株予約権制度の導入等を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、この役員報酬制度改定に伴い、下記のとおり「取締役及び監査役の報酬額改定」及び「役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給」に関する議案を第 83 期定時株主総会に上程させていただく予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 役員報酬制度改定の概要

当社の現在の役員報酬制度は、月額報酬、賞与、退職慰労金の構成によっておりますが、このうち退職慰労金制度について、透明性の確保を図るため、第 83 期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)終結の時をもって廃止することといたします。

これに合わせ、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬については、原則として、退職慰労金制度に代えて、株式報酬として新株予約権を割り当てる制度(以下「株式報酬型新株予約権制度」といいます。)を導入することにより、報酬と株価との連動性を高め、株主の皆様と利害を共有することで、株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることといたします。社外取締役及び監査役の報酬については、その独立性及び中立性を確保するため、株式報酬型新株予約権制度を導入せず、退職慰労金相当額を月額報酬に加算することといたします。

Ⅱ. 本総会に上程予定の議案の概要

1. 取締役及び監査役の報酬額改定

(1) 取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額及びその内容決定

取締役の報酬額につきましては、昭和 60 年6月 28 日開催の第 60 期定時株主総会において月額 22 百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、取締役(社外取締役を除く)の報酬制度について退職慰労金制度を廃止して株式報酬型新株予約権制度を導入することに伴い、現在の取締役の報酬額とは別に、取締役(社外取締役を除く)に対し年額 30 百万円以内で株式報酬として新株予約権を割り当てることに関しまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

新株予約権は、その払込金額を公正価値とする一方で、割り当てる取締役(社外取締役を除く)に対し払込金額相当の報酬請求権を与え、この報酬請求権と新株予約権の払込債務を相殺する方法により、割り当てることとし、新株予約権の内容は、次のとおりといたします。

新株予約権の内容

①新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数の上限は、100 個とします。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は、普通株式 1,000 株とします。

但し、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割などを行うことにより、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

④新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日の翌日から 30 年間とします。

⑤新株予約権の行使条件

新株予約権を割り当てられた取締役は、死亡した場合を除いて、取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、新株予約権の全数につき一括して行使することができることとします。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとします。

⑦その他の事項

新株予約権に関するその他の事項(上記①から⑥におけるその他の事項を含む)については、取締役会において決定することとします。

(2) 監査役の報酬額改定

監査役の報酬額につきましては、平成6年6月29日開催の第69期定時株主総会において月額5百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、監査役の報酬制度について退職慰労金制度を廃止して退職慰労金相当額を月額報酬に加算することに伴い、監査役の報酬額を月額7百万円以内と改定することに関しまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、任期中の取締役及び監査役に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、従来の慣例を勘案のうえ相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することに関しまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、打ち切り支給の時期につきましては、取締役または監査役を退任した時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願うものであります。

- 注：① 本総会に上程する議案は、平成20年4月下旬開催の取締役会において正式決定いたします。
- ② 取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同様の株式報酬型新株予約権を、取締役会の決議により割り当てます。

以 上